

平成 20 年 管理建築士資格取得講習の案内

平成 20 年 6 月
財団法人建築技術教育普及センター

平成 18 年 12 月 20 日に公布された新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士（以下管理建築士）の要件が強化されました。

管理建築士は、建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされており、新建築士法の施行前においてもその実施が認められている（いわゆる「みなし講習」）ところです（新建築士法施行は平成 20 年 11 月 28 日）。なお、既に管理建築士として業務に従事されている方々も、新建築士法施行日から起算して 3 年を経過する日までに、管理建築士講習の課程を修了することとされております。

当センターでは、これから管理建築士になられる方や、既に管理建築士として業務に従事している方に対し、国土交通省に設置されている社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、平成 19 年 12 月に取りまとめられた内容に従って「管理建築士資格取得講習」を実施いたします。なお、本講習が管理建築士の資格取得のための講習（いわゆる「みなし講習」）として国から認められるためには、今後制定される講習内容等について定められた法令の基準に適合する必要があることから、ご案内の講習実施方法等を変更する場合があります。

§ 1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の配布

- (1) 配布期間 平成 20 年 6 月 26 日(木)～7 月 18 日(金)（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 配布場所 各都道府県の建築士事務所協会
- (3) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（ただし、最終日の 7 月 18 日は午後 3 時まで。）
- (4) 配布価格 無料（原則として受講申込者 1 人 1 枚）

※ 郵送での配布については、受講を希望する都道府県建築士事務所協会へお問い合わせ下さい。

1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 20 年 7 月 1 日(火)～7 月 18 日(金)（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 受付場所 受講を希望する各都道府県の建築士事務所協会
※講習会場に余裕のある場合は、対象の都道府県で下記により追加の受講申込を行う予定です。
申込書追加配布期間：平成 20 年 9 月 1 日(月)～平成 20 年 9 月 26 日(金)
申込書追加受付期間：平成 20 年 9 月 16 日(火)～平成 20 年 9 月 26 日(金)

1-3. 受講手数料（テキスト代を含む）

15,750 円（消費税額 750 円を含む）。

- (1) 受講手数料は、受講しなかった場合にも返還されません。
- (2) 受講資格審査の結果、受講資格なしと判定された方については、受講手数料を返還いたします。

1-4. 講習地及び講習日

- (1) 住居地又は勤務先都道府県の希望する講習を選択してください。
- (2) 各講習の受付は申込受付順とし、定員になり次第受付を終了します。各講習で受講希望者が集中した場合は、希望する講習日及び講習地で受講できない場合があります。

1-5. 講習地及び講習日の変更

- (1) 講習地及び講習日の変更は、原則として認められません。
- (2) 転勤などやむを得ない事情がある場合に限り変更を認める場合がありますので、都道府県をまたがる講習地の変更は変更希望先の各都道府県建築士事務所協会へ、同じ講習地での講習日の変更は申込みを行った各都道府県建築士事務所協会へ、受講予定日の 1 週間前までに申し出てください。

1-6. 講義の構成

- (1) 講習は、テキストを使用した 1 日の講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習は下記の内容で行われる予定です。
- (4) 講習開始時間等の当日のスケジュールは、講習会場により異なりますので、講習を開催する各都道府県建築士事務所協会へお尋ねください。（講義時間・講義内容の変更はありません）

■講習スケジュール

項目	内容	時間
受講説明	講習概要の説明、注意事項の説明	20 分
講義	建築士法その他の関係法令に関する科目	90 分
	建築物の品質確保に関する科目	210 分
修了考査	建築士法その他の関係法令に関する問題を複数問 建築物の品質確保に関する問題を複数問 ○×方式（テキスト持込可）	60 分

1-7. 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、各講習実施月の翌月末頃を予定しています。(但し、8月に受講された方の発表は、10月末の予定です。)
- (2) 修了者の発表は、本人に通知することによりお知らせします。その際、修了できなかった方(欠席者は除く)にもその旨通知します。講習の修了者については、「修了証」の発行をもって修了の通知に代えることとします。
- (3) 修了者の氏名・受講番号を記載した修了者一覧表を、各都道府県建築士事務所協会及び当センター各支部の事務所に掲示するとともに、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) に受講番号を掲載します。
- (4) 修了審査問題及び合格基準点等の公表については、平成20年12月末頃に、各都道府県建築士事務所協会及び当センター各支部の事務所に掲示すること等により行います。

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

- (1) 建築士として3年以上の設計業務(設計・工事監理)に従事した者。
- (2) 建築士として3年以上の国土交通省令で定める業務に従事した者。
 - ① 建築工事契約に関する事務
 - ② 建築工事の指導監督
 - ③ 建築物に関する調査・鑑定
 - ④ 法令若しくは条例に基づく手続きの代理

2-2. 実務経験年数の計算について

- (1) 実務経験年数を計算するに当たっては、建築士免許の登録日から平成20年7月31日(木)までを、実務期間として算入することができます。
- (2) 実務期間には、長期の療養や行政処分等により業務を行っていない期間を算入できません。
- (3) 実務期間の中で、同一時期に複数の物件の実務を行っていた場合には、実務期間として重複することはできません。

§ 3. 受講申込み

3-1. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(所定の用紙)
- (2) 写真3枚
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、平成20年3月以降に撮影したもの3枚。
写真の裏面に講習地の都道府県、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に張付けしてください。
- (3) 受講手数料払込受付証明書
所定の振込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を添付してください。
- (4) 受講資格を証明する書類(区分により下記の書類が必要です。)

区分		受講資格を証明する書類
I	管理建築士でない方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書
II	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年未満の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書
III	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年以上で事務所登録が(新規)の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 a. 受講申込者が3年以上管理建築士として記載されている建築士事務所登録申請書(副本)の写し(管理建築士の略歴書を添付) b. 実務経歴証明書(第三者証明不要)
IV	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年以上で事務所登録が(更新)の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 a. 受講申込者が3年以上管理建築士として記載されている建築士事務所登録申請書(副本)の写し(業務概要書、管理建築士の略歴書を添付) ※更新登録後3年未満の場合は、前回の建築士事務所登録申請書(副本)の写し(業務概要書、管理建築士の略歴書を添付)も添付して下さい。

- ① 実務経歴証明書は、下記(イ～ハ)の第三者による証明が必要となります。
 - イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士。
 - ロ. 本人が管理建築士である場合は、事務所内の他の建築士。
 - ハ. 個人事務所などの場合で、上記による証明が取得できない場合は、事務所外の建築士。
(※虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。)
- ② 建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。

3-2. 受講申込方法

(1) 受付会場での受講申込

受講申込書に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入の上、希望する講習地の都道府県建築士事務所協会に持参して下さい。

(申込書記入内容、証明書等の確認を行いますので、本人がご持参ください。)

(2) 郵送による受講申込

(郵送による受付については、講習を希望する都道府県建築士事務所協会に問い合わせして下さい。)

①受講申込書に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書及びその他の必要な書類に必要事項を記入し、希望する講習地の各都道府県建築士事務所協会へ配達記録郵便により送付して下さい。

②受講申込書の送付先は、受講を希望する都道府県建築士事務所協会宛となります。

③受講申込は7月16日(水)の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については7月18日(金)までに着いたものに限り受付をします。

④所要の切手(80円)を貼った、あて先明記の受講票返送用封筒(長3)を同封して下さい。

(3) 受講申込に関する注意

①受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付をしない場合があります。

②婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本(謄本)等氏名の変更が確認可能な書類を受講申込書に添付して下さい。(抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)

③受講申込により提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き、返還しません。

3-3. 受講票の発行

(1) 受講票は申込書と引き換えに、講習申込場所の各都道府県建築士事務所協会が発行いたします。

(2) 受講票を紛失すると受講できない場合があります。また、この受講票を次回以降の管理建築士講習の受講申込時に提出することにより、受講資格を証明する書類などの提出を省略することができます。

(3) 受講資格審査で受講資格がないと判定された方については、受講手数料、受講申込書類を返還いたします。

■受講申込書受付場所・問い合わせ先

事務所名	〒	所在地		電話
(社)長野県建築士事務所協会 本会	380-0872	長野市妻科 426-1	建築士会館 4 F	026(235)3359
〃 佐久支部	385-8533	佐久市跡部 65-1	佐久地方事務所内	0267(63)3330
〃 上小支部	386-8555	上田市材木町 1-2-6	上小地方事務所内	0268(26)1412
〃 埴科支部	388-8006	長野市篠ノ井御幣川 306-1	長野県建築住宅センター内	026(273)5990
〃 諏訪支部	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10	諏訪地方事務所内	0266(58)6624
〃 上伊那支部	396-8666	伊那市伊那 3497	上伊那地方事務所内	0265(78)6403
〃 飯伊支部	395-0034	飯田市追手町 2-678	下伊那地方事務所内	0265(22)2850
〃 木曾支部	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1	木曾地方事務所内	0264(24)2457
〃 松筑支部	390-0876	松本市開智 2-3-37	松本市建設業会館内	0263(35)3302
〃 安曇野支部	390-0852	松本市島立 988-1	建築住宅センター松本事務所内	0263(40)3286
〃 大北支部	398-8602	大町市大町 1058-2	北安曇地方事務所内	0261(22)5208
〃 須高支部	382-0013	須坂市須坂 164-1 クラージュさざか	建築住宅センター須坂事務所内	026(248)6629
〃 中高支部	383-0022	中野市中央 2-1-35	水橋ビル 1 F	0269(22)5485
〃 長野支部	381-0026	長野市松岡 2-6-14	長野建築センター内	026(251)1240
〃 飯水支部	383-8515	中野市壁田 955	北信地方事務所内	0269(23)5445

■問い合わせ先

事務所名	〒	所在地		電話
(財)建築技術教育普及センター本部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1		03(5524)3105
〃 北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル	011(221)3150
〃 東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
〃 関東支部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1		03(5524)2176
〃 東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
〃 近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMMビル	06(6942)2214
〃 中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
〃 九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第2ビル	092(471)6310

事務所名	〒	所在地		電話
(社)日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6	八丁堀NFビル	03(3552)1281

■講習日・講習会場案内

【受付 8:15～】（佐久会場のみ受付9:15～）

会場コード	講習日	講習会場	定員
21-01	8月27日(水)	長野県県民文化会館 「小ホール」 長野市若里 1-1-3 TEL 026-226-0008	200名
21-02	9月11日(木)	長野県佐久勤労者福祉センター 「第5会議室」 佐久市佐久平駅南 4-1 TEL 0267-67-7451	200名
21-03	10月 8日(水)	長野県松本文化会館 「中ホール」 松本市水汲 69-2 TEL 0263-34-7100	300名
21-04	10月23日(木)	長野県県民文化会館 「小ホール」 長野市若里 1-1-3 TEL 026-226-0008	200名
21-05	11月 6日(木)	長野県伊那文化会館 「小ホール」 伊那市伊那 5776 TEL 0265-73-8822	200名
21-06	11月20日(木)	長野県松本文化会館 「中ホール」 松本市水汲 69-2 TEL 0263-34-7100	300名
21-07	11月27日(木)	長野県県民文化会館 「小ホール」 長野市若里 1-1-3 TEL 026-226-0008	200名

■講習の時間割(予定)

予定時間	項目	項目【内容】	時間
8:15～	受付開始		
9:10～ 9:30	受講説明(注意事項説明)		20分
9:30～11:00	講義	法令に関する科目	90分
11:15～12:00		品質確保に関する科目(1)建築士事務所の経営管理	45分
12:00～13:00	休憩(昼食)		60分
13:00～14:45	講義	品質確保に関する科目(2)受託業務の管理	105分
15:00～16:00		品質確保に関する科目(3)業務に関する紛争と予防	60分
16:00～16:15	休憩		15分
16:15～16:30	修了考査説明(注意事項説明)		15分
16:30～17:30	修了考査	建築士法その他の関係法令に関する問題 建築物の品質確保に関する問題	60分

※ 佐久会場のみ9:15～の受付となります。以下時間割も1時間ずつ繰り下げとなります。

■注意事項

1. 受講申込受付書類は長野県建築士事務所協会の支部事務局及び本会事務局に受講者本人が持参されたもののみ受付します。
2. 平成20年度から平成23年度の期間は改正建築士法による「管理建築士資格取得講習(法定講習)」の受講修了者は「管理講習(知事指定講習)」を受講したものとみなされます。
3. よって平成21年9月30日までに事務所の登録更新が必要な設計事務所の管理建築士は今回優先して受講してください。

インターネットホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。 <http://www.nsjk.com>